

焼津市農業委員会 5 月総会議事録

1 日時

令和 8 年 5 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分 ~ 午後 2 時 5 5 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	×	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	×
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	柘村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	×			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

局長 鈴木 肇 主幹 望月 誉之 主査 荻野 将憲 事務員 及川 優輝

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

第 4 号 農業用施設証明願について

第 5 号 農地の利用目的変更届出について

第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 7 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和8年5月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>2番、石田芳雄 委員、14番、吉田とり 委員兩名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第7号までを朗読】
議長	<p>質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p>
	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号4を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、しずおか焼津信用金庫大住支店より北東へ約300mに位置している市街化区域内の農地です。</p> <p>贈与人は、相続で農地を取得しましたが、今後、耕作する予定はありません。</p> <p>受贈人は近隣に居住しており、隣地を耕作しています。申請地も既に耕作しており、今後耕作したく、贈与で合意が得られたため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>受贈人の農機具等の保有状況に問題はなく、耕作地も適正に管理されています。耕作も水稲で行い、周辺農地への農業上の利用で影響を及ぼすことは無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
地区委員 2番	<p>5月9日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地の南側にある自宅より出入りをしています。贈与人が農地</p>

	<p>を相続し、贈与人の兄が耕作を行っていましたが、昨年贈与人の兄が病気により施設に入所されました。そのため今後耕作する予定はなくなり、今回の贈与の案件となりました。受贈人は、現地調査の際にもきちんと耕作をされていたので、許可相当といたしました。皆さんご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号4は許可することに決定しました。</p>
	<p>続いて番号5を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号5を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、特別養護老人ホーム福聚荘から北西へ約300mに位置している農業振興区域内の農用地です。</p> <p>譲渡人は市外に住んでおり、高齢となり、娘に管理を依頼していましたが、娘も耕作管理について難しくなり、現在に至っています。譲受人は、水稻を中心に経営面積の拡大を図っています。</p> <p>今般、譲渡人と売買の合意が得られたため、申請に及んだものがあります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>5月9日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、特別養護老人ホーム福聚荘の西、釣り具の株式会社デュオデザイン&トレーディングのすぐ北にあります。申請地は綺麗に耕作されておりました。譲受人は農機具も揃っており、これから耕作をすると話しているため、現地調査及び地区審査会が許可相当といたしました。</p> <p>皆さんご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。</p>

議長	<p>続いて番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号6を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、中島については、大井川中島地区河川防災ステーションから北に約200m、西島については、大井川河川敷運動公園から北に200mに位置している農業振興区域内農地です。</p> <p>譲渡人は、今般耕作することが難しくなり、所有している農地3筆を手放したく現在に至っています。</p> <p>譲受人は、譲渡人の西島の農地の北側に居住しています。</p> <p>譲渡人から売買について合意が得られたため、耕作地を維持したく申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況についても問題なく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 8番	<p>5月7日に担当地区の委員3名で現地調査に行きました。</p> <p>西島及び中島にある申請地を耕作すると譲受人から聞いております。また、現地調査の日に譲受人から、西島にある自宅の田んぼが開発によりなくなってしまうため、こちらを購入すると聞いております。地元委員と相談した結果、問題ないと判断いたしました。</p> <p>皆さんご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号6は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号1を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、JA大井川育苗センターから西へ約400m、旧150号線に接して位置している、農業振興区域内第2種農地です。</p> <p>転用者は、申請地近隣に居住し、水稻耕作を行っていました。最近まで、牧畜も営んでいましたが、止めてしまい経営規模を縮小しています。</p> <p>申請地の隣接地で、中古自動車販売を行っている事業者から、駐車場に困窮しており、申請地を駐車場として借り受けたい要望を受け、転用事業の計画を立てました。</p>

	<p>申請地の北側及び東側は道路、南側は水路地、西側は田であります。</p> <p>申請地は第2種農地ではありますが、審査したところ、申請地の選定に当たって、周辺の複数の雑種地・3種農地等で代替性の検討をしました。しかし、適地が見つからなく、事業地の隣接地でなければ事業的困窮の解消目的が達成できないことから、この場所を選定したものです。</p> <p>転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>5月9日に現地調査に行きました。</p> <p>申請地は、旧150号線にあるゲームセンターの南西側です。</p> <p>申請地の西側の田に側溝があり、こちらに水が通るように計画していることより、地区審査会及び現地調査の結果、許可相当といたしました。</p> <p>皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号1を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号4を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、特別養護老人ホーム福聚荘から南西に約100mに位置している昭和46年に許可及び昭和53年に事業計画変更承認を受けた再5条申請の土地です。</p> <p>譲渡人の夫及び父は、当時菓子製造業を営んでいましたが、社会情勢の変化から、食品卸売業へ転換、工場建築の計画は無くなりました。</p> <p>譲受人の法人は申請地西側で、釣り具に関するデザイン、企画開発、販売及び輸出等を行っています。</p> <p>現在、既設で210台の駐車場を保有していますが、従業員用、社用、来客、出入り業者、トラックの搬入搬出スペースが手狭となり、今般、従業員の15名新規雇用で増加を見込んでいます。</p> <p>今般、駐車場確保のため、申請に及んでいます。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は田です。</p>

	<p>審査したところ、許可済地であること、転用者が駐車場に不足が生じていること、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 2番	<p>5月9日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、特別養護老人ホーム福聚荘の西側になります。</p> <p>申請地の北側も譲渡人が所有しております。自宅の西側に倉庫があり、当時菓子の製造及び販売を行っておりました。当時は工場及び従業員の住宅が建つ予定でしたが、今回再5条の申請があり、駐車場として販売することになりました。現地調査より今回の申請地は、周りの農地に影響を与えるが無いと判断し、地区審査会と相談した結果、許可相当といたしました。</p> <p>皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号4は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号5を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号5を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、しずおか焼津信用金庫大井川支店から北へ約200mに位置している農業振興地域内の第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、申請地西側近隣にある、〇〇が、外国人労働者用の社員寮を、隣地宅地を利用し、建築する計画で申請に及んだものです。</p> <p>転用者は、事業規模を拡大するに際して、労働力不足を解消すべく、外国人労働者の社員寮が必要となり、譲渡人との売買の合意が得られたため、申請に及んだものです。</p> <p>なお、事業規模から、市都市計画課へ土地利用承認申請中、都市整備課へ緑化計画書の提出がされています。</p> <p>申請地の農地種別を判定したところ、第1種農地ではありますが、西側には公有地である水路があり、農業用排水施設と分断されています。</p> <p>また、社員寮の敷地を拡張したい申請者としては、他の土地での敷地拡張の代替性がないこと、第1種農地の不許可の例外規定であります「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日</p>

	<p>常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の規定があり、いわゆるにじみ出しに該当する案件であると事務局では考えました。</p> <p>周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 16 番	<p>5 月 4 日に地区委員全員で現地調査に行きました。</p> <p>申請地は、売買による宅地に隣接した 50 cm ほどの細長い土地であり、他に使い道がなく、南東に宅地、北西が水路となっており、農業上に与える影響は軽微と見られることから、許可相当といたしました。</p> <p>皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 5 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第 3 号、番号 5 は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第 4 号を説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」議案の通り決定することについてご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、第 4 号議案は承認されました。</p> <p>以上をもちまして、令和 8 年 5 月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>